

令和4年度障害者総合福祉推進事業

「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村(自立支援)協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」

「相談支援事業と（自立支援）協議会 に関する実態調査」

調査実施要領③ （（自立支援）協議会関係者用）

令和4年12月

調査実施機関：一般社団法人北海道総合研究調査会

目 次

1. 調査の概要.....	1
1-1. 調査の目的.....	1
1-2. 調査対象と調査の種類.....	2
1-3. 調査期間.....	5
1-4. 調査票の提出.....	5
1-5. 回答結果の取扱いについて.....	5
2. 調査の流れについて.....	6
2-1. 調査対象「⑤都道府県（自立支援）協議会関係者」の調査の流れ.....	7
(1) 調査票の確認.....	8
(2) 調査の実施と調査の依頼.....	8
(3) 調査票の提出.....	9
2-2. 調査対象「⑥市区町村（自立支援）協議会関係者」の調査の流れ.....	10
(1) 調査票の確認.....	11
(2) 調査の実施と調査の依頼.....	11
(3) 調査票の提出.....	12
3. 調査の実施について.....	13
3-1. 調査票等の準備.....	13
3-2. 調査票F1の実施.....	14
(1) 調査票および回答者について.....	14
(2) 回答方法.....	14
3-3. 調査票F2の実施.....	15
(1) 調査票および回答者について.....	15
(2) 回答方法.....	15
4. 調査票の提出について.....	16
4-1. 提出ファイルの名前.....	16
4-2. 調査票の提出先.....	16

5. 調査に関する問い合わせ..... 17

6. その他..... 17

1. 調査の概要

1-1. 調査の目的

障害福祉分野において相談支援専門員がどのような利用者にどのような相談支援を提供しているか、何件程度担当しているのかなどの相談支援の実態は十分に把握されていないことから、相談支援におけるケースワークに着目して、個々の利用者に対する相談支援専門員の支援プロセスを把握するとともに、相談支援に対する利用者調査を行い、ユーザー側から見た実態や意識の把握を行うことで、今後、制度改正や報酬改定を検討する際のエビデンスとすることを目的として相談支援の実態調査を実施します。

また、相談支援における地域の体制整備や業務指針等として活用できる手引きを作成するため、地域の相談支援事業の運営体制や実態を把握する調査を実施します。

さらに、（自立支援）協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、その実態の把握や形骸化の要因分析は行われていないことから、（自立支援）協議会の設置運営に関する標準的な方法や検討方法について取りまとめたガイドラインを作成するため、（自立支援）協議会の実態調査を実施します。

※なお、この調査は、厚生労働省「令和4年度障害者総合福祉推進事業」による研究事業で、一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）が実施します。

1-2. 調査対象と調査の種類

(1) 調査対象

本調査では、以下の①～⑥を調査対象として調査を実施します。

調査対象		回答者
①都道府県	・全都道府県の(自立支援)協議会担当部局	・(自立支援)協議会担当者等(事務分掌等により、一部の担当者に係る可能性のある問いがあります)
②市区町村	・全市区町村の障害担当・(自立支援)協議会担当部局	・相談支援事業(障害福祉)担当者および(自立支援)協議会担当者
③基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けている相談支援事業所	・悉皆調査(3,130カ所) ※直営で基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業を実施している場合は、市区町村担当者が対象	・管理者 ・相談支援専門員
④基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けていない相談支援事業所	・抽出調査(400カ所) ※全国の基幹相談支援センターと市町村障害者相談支援事業のいずれも実施していない指定相談支援事業所(9,594カ所)から、人口規模・地域分布を考慮して調査対象となる事業所を抽出。	・相談支援の利用者(調査に協力を依頼できる利用者数名)
⑤都道府県(自立支援)協議会関係者	・都道府県(自立支援)協議会に参画している関係者	・(自立支援)協議会関係者 ※協議会の代表者(会長・部長等)、協議会の運営等をよく把握している自治体職員以外の関係者(事務局等) (都道府県の場合:事務局を構成する相談支援体制整備事業(アドバイザー)の実施団体等)
⑥市区町村(自立支援)協議会関係者	・市区町村(自立支援)協議会に参画している関係者	・(自立支援)協議会関係者 ※協議会の代表者(会長・部長等)、協議会の運営等をよく把握している自治体職員以外の関係者(事務局等) (市区町村の場合:事務局を構成する基幹相談支援センター等)

(3) 調査対象と実施する調査の種類

調査対象ごとに回答する調査の種類は以下「●」のとおりです。
また、他の調査対象に調査依頼をする調査は「○」のとおりです。

	調査票						
	【A】 都道府 県調査 票	【B】 市区町 村調査 票	【C】 管理者 調査票	【D】 相談支 援専門 員調査 票	【E】 利用者 調査	【F1】 都道府県 (自立支援) 協議会関係 者調査票	【F2】 市区町村 (自立支援) 協議会関係 者調査票
①都道府県	●					○	(●) ※1
②市区町村(障害担当)		●	(●) ※2	(●) ※2	(○) ※2	(●) ※3	○
③基幹相談支援センターまたは市区町村障害者相談支援事業の委託を受けている相談支援事業所			●	●	○	(●) ※4	(●) ※5
④基幹相談支援センターまたは市区町村障害者相談支援事業の委託を受けていない相談支援事業所			●	●	○	(●) ※4	(●) ※5
⑤都道府県(自立支援)協議会関係者						●	(●) ※5
⑥市区町村(自立支援)協議会関係者						(●) ※4	●

※1：都道府県は、市区町村から調査票F2の調査依頼が来た場合のみ、調査票F2に市区町村(自立支援)協議会の「関係者」として回答する。

※2：市区町村が直営で基幹相談支援センターまたは市区町村障害者相談支援事業を実施している場合は調査票C・Dに回答する。また、調査票Eに回答可能な利用者へ調査を依頼する。

※3：市区町村は、都道府県から調査票F1の調査依頼が来た場合のみ、調査票F1に都道府県(自立支援)協議会の「関係者」として回答する。

その際、市区町村(行政職員)として参加しているほかに、直営の基幹相談支援センターまたは障害者相談支援事業者として参加している場合は、それぞれ別々に回答する。(市区町村行政職員としては参加せず、直営の基幹相談支援センターまたは障害者相談支援事業者として参加している場合は、基幹相談支援センターまたは障害者相談支援事業者の分のみ回答)

※4：都道府県から調査票F1の調査依頼が来た場合のみ、調査票F1に都道府県(自立支援)協議会の「関係者」として回答する。

※5：市区町村から調査票F2の調査依頼が来た場合のみ、調査票F2に市区町村(自立支援)協議会の「関係者」として回答する。

1-3. 調査期間

- ・調査実施期間は、調査の依頼があった日から令和5年1月11日（水）までとします。
- ・調査票は、令和5年1月13日（金）までにメールにて提出してください。

※特に断りのない場合は、令和4年11月1日現在の状況で回答してください。

1-4. 調査票の提出

回答済みの調査票は、令和5年1月13日（金）までに、下記調査事務局へメールで送付してください。

調査票の提出先	一般社団法人北海道総合研究調査会 相談支援調査担当 mail : soudanak@hit-north.or.jp
---------	--------------------------------------------------------------

→調査票の提出方法の詳細についてはp16を参照してください。

1-5. 回答結果の取扱いについて

回答いただいた調査票については、弊会にて集計・分析を行います。回答結果を調査・研究以外に利用することは一切ございません。また、報告書に掲載する際には、統計的な処理を行いますので、個別の事業所及び回答者が特定されることはございません。

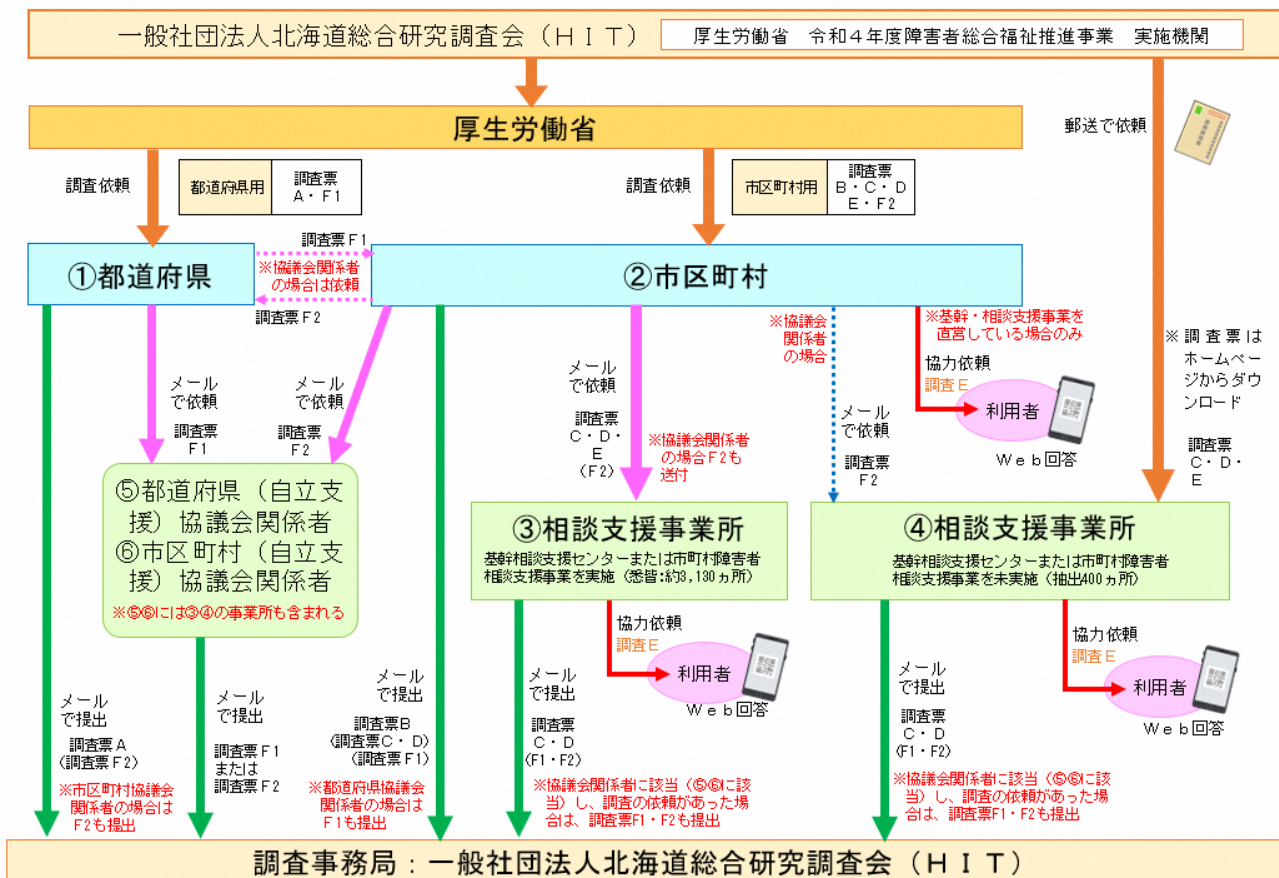
取りまとめた調査結果につきましては、令和4年度末をめどに調査報告書（障害者総合福祉推進事業）を作成し、厚生労働省に提出するほか、弊会ホームページにも掲載いたします。

2. 調査の流れについて

調査対象ごとの調査の流れは、下記の各ページをご確認ください。

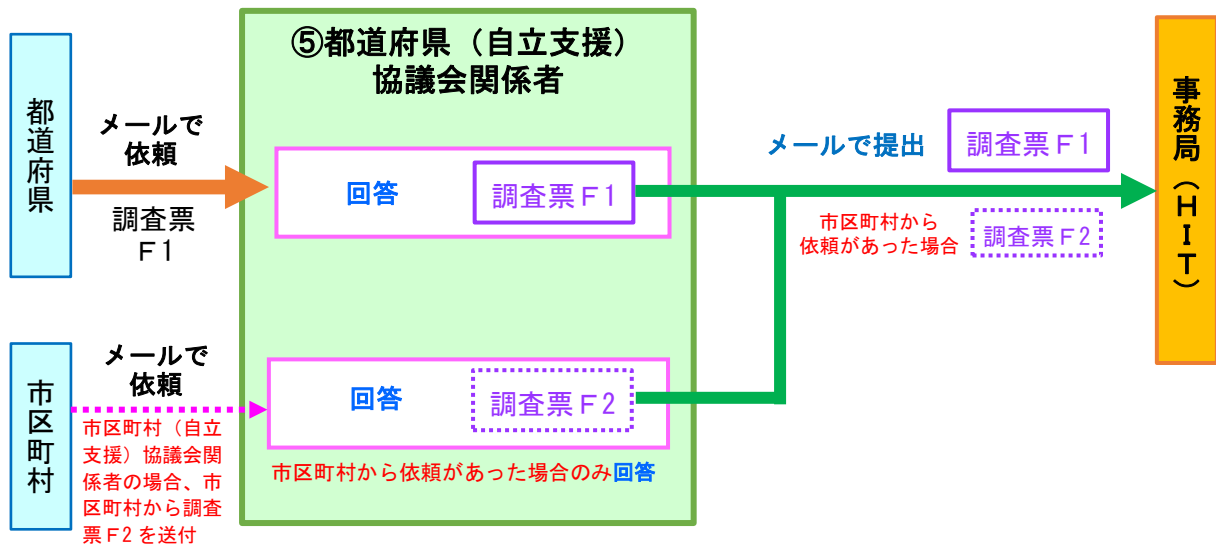
- ⑤都道府県（自立支援）協議会関係者..... p7
- ⑥市区町村（自立支援）協議会関係者..... p10

【参考】本調査全体の流れ



2-1. 調査対象「⑤都道府県（自立支援）協議会関係者」の調査の流れ

「⑤都道府県（自立支援）協議会関係者」の調査の流れ



(1) 調査票の確認

1) 都道府県から調査依頼のメールが届いたら、メールに添付されている調査票を確認してください。ファイルが開けない場合は調査票をダウンロードしてください (p13 参照)。

都道府県からメールで送付する調査票等一式

- ・ 依頼文⑤ (都道府県 (自立支援) 協議会関係者あて)
- ・ 調査実施要領③ ((自立支援) 協議会関係者用)
- ・ 調査票 F1 : 都道府県 (自立支援) 協議会に関する実態調査 (都道府県 (自立支援) 協議会関係者調査票)

2) 市区町村から調査依頼のメールが届いたら、メールに添付されている調査票を確認してください。ファイルが開けない場合は調査票をダウンロードしてください (p13 参照)。

市区町村からメールで送付する調査票等一式

- ・ 依頼文⑥ (市区町村 (自立支援) 協議会関係者あて)
- ・ 調査実施要領③ ((自立支援) 協議会関係者用)
- ・ 調査票 F2 : 市区町村 (自立支援) 協議会に関する実態調査 (市区町村 (自立支援) 協議会関係者調査票)

(2) 調査の実施

1) 「調査票 F1 (都道府県 (自立支援) 協議会関係者調査票)」に、都道府県 (自立支援) 協議会の「関係者」として回答してください。

→調査票 F1 については p14 参照

2) 市区町村 (自立支援) 協議会に参画し、市区町村から「調査票 F2 (市区町村 (自立支援) 協議会関係者調査票)」の調査依頼があった場合は、市区町村 (自立支援) 協議会の「関係者」として「調査票 F2」に回答してください。

→調査票 F2 については p15 参照

(3) 調査票の提出

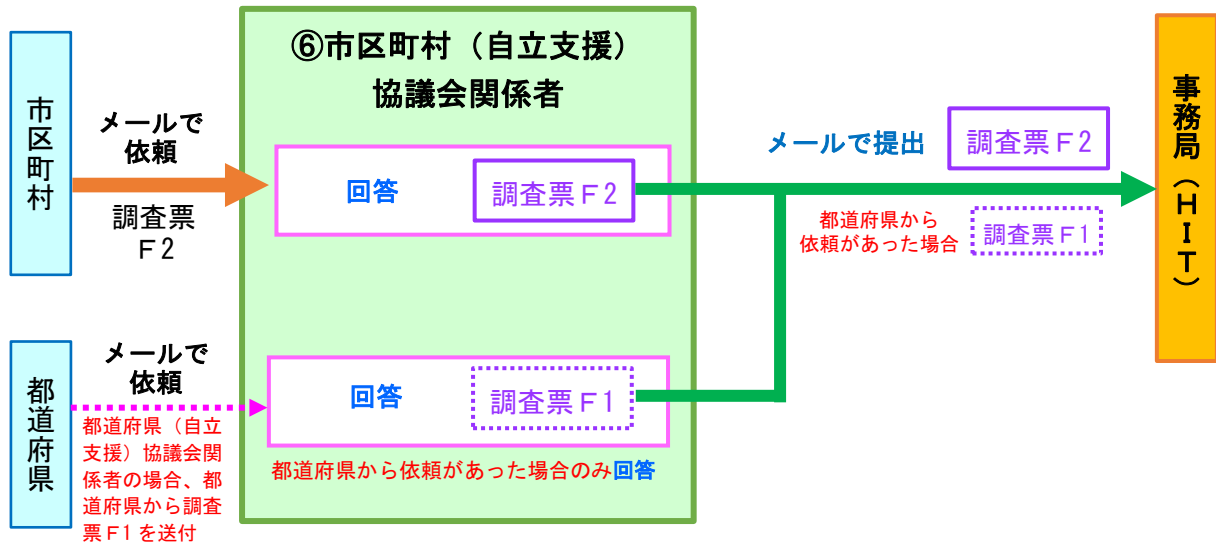
- 回答が終わった下記調査票を令和5年1月13日(金)までに事務局あてにメールで送信してください。
- 提出ファイルが複数ある場合は、すべての調査が終了してからまとめて提出してください。

事務局へメールで送る調査票	
■調査票 F1 (都道府県 (自立支援) 協議会調査票)	1部
市区町村 (自立支援) 協議会に参画し、市区町村から調査の依頼があった場合 ■調査票 F2 (市区町村 (自立支援) 協議会調査票)	1部

→調査票の提出についてはp16参照

2-2. 調査対象「⑥市区町村（自立支援）協議会関係者」の調査の流れ

「⑥市区町村（自立支援）協議会関係者」の調査の流れ



(1) 調査票の確認

1) 市区町村から調査依頼のメールが届いたら、メールに添付されている調査票を確認してください。ファイルが開けない場合は調査票をダウンロードしてください (p13 参照)。

市区町村からメールで送付する調査票等一式

- ・ 依頼文⑥ (市区町村 (自立支援) 協議会関係者あて)
- ・ 調査実施要領③ ((自立支援) 協議会関係者用)
- ・ 調査票 F 2 : 市区町村 (自立支援) 協議会に関する実態調査 (市区町村 (自立支援) 協議会関係者調査票)

2) 都道府県から調査依頼のメールが届いたら、メールに添付されている調査票を確認してください。ファイルが開けない場合は調査票をダウンロードしてください (p13 参照)。

都道府県からメールで送付する調査票等一式

- ・ 依頼文⑤ (都道府県 (自立支援) 協議会関係者あて)
- ・ 調査実施要領③ ((自立支援) 協議会関係者用)
- ・ 調査票 F 1 : 都道府県 (自立支援) 協議会に関する実態調査 (都道府県 (自立支援) 協議会関係者調査票)

(2) 調査の実施

1) 「調査票 F 2 (市区町村 (自立支援) 協議会関係者調査票)」に市区町村 (自立支援) 協議会の「関係者」として回答してください。

→調査票 F 2 については p 15 参照

2) 都道府県 (自立支援) 協議会に参画し、都道府県から調査の依頼があった場合は、「調査票 F 1 (都道府県 (自立支援) 協議会関係者調査票)」に都道府県 (自立支援) 協議会の「関係者」として回答してください。

→調査票 F 1 については p 14 参照

(3) 調査票の提出

- 回答が終わった下記調査票を令和5年1月13日(金)までに事務局あてにメールで送信してください。
- 提出ファイルが複数ある場合は、すべての調査が終了してからまとめて提出してください。

事務局へメールで送る調査票	
■調査票 F2 (市区町村 (自立支援) 協議会調査票)	1部
都道府県 (自立支援) 協議会に参画し、都道府県から調査の依頼があった場合 ■調査票 F1 (都道府県 (自立支援) 協議会調査票)	1部

→調査票の提出についてはp16参照

3. 調査の実施について

3-1. 調査票等の準備

調査の依頼メールにファイルが添付されている場合

- 各調査票は、調査依頼メールに添付されているエクセルファイルを使用してください。また、添付ファイルが開けない場合は、事務局ホームページからダウンロードも可能です。

※各調査票は、選択肢をクリックして回答できるようラジオボタン（●）やチェックボックス（☑）が入っています。受け取った調査票に各種ボタンが確認できない場合はお手数をおかけしますが、事務局ホームページからダウンロードいただくか、事務局までご連絡ください。

調査票のダウンロード先と問い合わせメールアドレス

事務局ホームページ	http://www.hit-north.or.jp/ (パスワード：soudan2022)
事務局メールアドレス	soudanak@hit-north.or.jp

調査対象ごとのダウンロードファイル

調査対象	ダウンロードするファイル
①都道府県	「①都道府県」調査票一式 (ZIP ファイル)
②市区町村	「②市区町村」調査票一式 (ZIP ファイル)
③基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けている相談支援事業所	「③基幹・委託相談を実施している相談支援事業所」調査票一式 (ZIP ファイル)
④基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けていない相談支援事業所	「④基幹・委託相談以外の相談支援事業所」調査票一式 (ZIP ファイル)
⑤都道府県(自立支援)協議会関係者	「⑤都道府県(自立支援)協議会関係者」調査票一式 (ZIP ファイル)
⑥市区町村(自立支援)協議会関係者	「⑥市区町村(自立支援)協議会関係者」調査票一式 (ZIP ファイル)

3-2. 調査票 F 1 の実施

「調査票 F 1」は、都道府県（自立支援）協議会の実態について把握するため、都道府県（自立支援）協議会に参画している関係者を対象とした調査です。

(1) 調査票および回答者について

調査票	調査票 F 1：都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査（都道府県（自立支援）協議会関係者調査票）
調査対象	都道府県（自立支援）協議会に参画している関係者
回答者	都道府県（自立支援）協議会に参画している関係者 ※協議会の代表者（会長・部会長等）、協議会の運営等をよく把握している自治体職員以外の関係者（事務局等 ※都道府県の場合：事務局を構成する相談支援体制整備事業（アドバイザー）の実施団体等）

(2) 回答方法

- ・調査票 F1（エクセルファイル）に回答を入力し、回答後のファイル名を変更後、メールで事務局あて送付してください。

→提出ファイルの名前、調査票の提出については p16 参照

調査票 F1 の記入について

1. 都道府県（自立支援）協議会について

(2) 都道府県（自立支援）協議会に参加する際の所属先	・記載された項目に該当しない団体等の場合は「その他」に名称を記入してください。
(3) 都道府県（自立支援）協議会で参加している組織	・各自治体により組織の名称や定義が異なる場合は、一番内容が近いものを選択してください。

2. 都道府県（自立支援）協議の活動状況について

(2) 都道府県（自立支援）協議会の活動状況	・自治体の（自立支援）協議会が活発に活動をしているかどうか、協議会に参加している関係者としての考えを回答してください。 ・各自治体により組織の名称や定義が異なる場合は、1(3)を参考に一番内容が近いもので回答してください。
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3-3. 調査票F2の実施

「調査票F2」は、市区町村（自立支援）協議会の実態について把握するため、市区町村（自立支援）協議会に参画している関係者を対象とした調査です。

(1) 調査票および回答者について

調査票	調査票F2：市区町村（自立支援）協議会に関する実態調査（市区町村（自立支援）協議会関係者調査票）
調査対象	市区町村（自立支援）協議会に参画している関係者
回答者	市区町村（自立支援）協議会に参画している関係者 ※協議会の代表者（会長・部会長等）、協議会の運営等をよく把握している自治体職員以外の関係者（事務局等 ※市町村の場合：事務局を構成する基幹相談支援センター等）

(2) 回答方法

- 調査票F2（エクセルファイル）に回答を入力し、回答後のファイル名を変更後、メールで事務局あて送付してください。

→提出ファイルの名前、調査票の提出についてはp16参照

調査票F2の記入について

1. 市区町村（自立支援）協議会について

(1) 市区町村の（自立支援）協議会への参加状況	①参加している（自立支援）協議会の市区町村名 ・本調査を依頼してきた市区町村名を入力してください。（複数の市区町村から本調査の調査協力の依頼があった場合は、それぞれのファイルに当該市区町村名を入力し、別々のファイルを提出してください）
(2) 市区町村（自立支援）協議会に参加する際の所属先	・記載された項目に該当しない団体等の場合は「その他」に名称を記入してください。
(3) 市区町村（自立支援）協議会で参加している組織	・各自治体により組織の名称や定義が異なる場合は、一番内容が近いものを選択してください。

2. 市区町村（自立支援）協議会の活動状況について

(2) 市区町村（自立支援）協議会の活動状況	・市区町村（自立支援）協議会が活発に活動をしているかどうか、協議会に参加している関係者としての考えを回答してください。 ・各自治体により組織の名称や定義が異なる場合は、1(3)を参考に一番内容が近いもので回答してください。
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 調査票の提出について

4-1. 提出ファイルの名前

- ・提出する調査票のファイル名には「自治体名」または「事業所名」等を付けてください（下記参照）。（※調査票名は消さないでください）
- ・調査票Dなど複数ファイルを提出する際は、「自治体名」または「事業所名」の後ろに番号を付けてください。（例：3部提出の場合は、それぞれ後ろに「1」「2」「3」をつける）
- ・提出ファイルが複数ある場合は、すべての調査が終了してからまとめて提出してください。

調査対象	ファイル名の付け方（例）
①都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票A（●●県） ・調査票F 2（●●県）
②市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票B（●●市） ・調査票C（●●市） ・調査票D（●●市）1 ・調査票D（●●市）2 ： ・調査票F 1（●●市）
③基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けている相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票C（▲▲相談支援事業所） ・調査票D（▲▲相談支援事業所）1 ・調査票D（▲▲相談支援事業所）2 ・調査票D（▲▲相談支援事業所）3
④基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けていない相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ： ・調査票F 1（▲▲相談支援事業所） ・調査票F 2（▲▲相談支援事業所）
⑤都道府県(自立支援)協議会関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票F 1（◆◆サービス事業所）
⑥市区町村(自立支援)協議会関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票F 2（◆◆サービス事業所）

4-2. 調査票の提出先

- ・入力済みの調査票を令和5年1月13日（金）までに、下記事務局までメールで送付してください。
- ・メールの件名は、「調査票の提出（自治体名または事業所名）」としてください。

メール件名 （例）	例：調査票の提出（●●市） 例：調査票の提出（▲▲相談支援事業所）
調査票の提出先	一般社団法人北海道総合研究調査会 相談支援調査担当 mail : soudanak@hit-north.or.jp

5. 調査に関する問い合わせ

■調査に関する問い合わせ先

調査についてご不明な点がある場合は、下記事務局まで、メールでお問い合わせください。
(その際はメール件名を「相談支援実態調査について」としてください)

問い合わせの際の メール件名	相談支援実態調査について
調査に関する 問い合わせ先	一般社団法人北海道総合研究調査会 相談支援調査担当 mail : soudanak@hit-north.or.jp

6. その他

本調査終了後、調査に回答していただいた自治体および相談支援事業等の中から数か所程度、回答内容についてさらに詳しくヒアリング調査を実施させていただく予定です。

ヒアリング調査の対象となった自治体および相談支援事業所には、本調査終了後に改めてご連絡をさせていただきますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。